

長久手市行政改革大綱 変遷

第1次行政改革大綱 (昭和60年策定)	第2次行政改革大綱 (平成9年5月29日策定)	第3次行政改革大綱 (平成17年3月策定)
基本方針	長久手町行政改革の基本方針	
<p>1 長久手町を取りまく、社会経済情勢は一段と厳しい状況にあり、人口の増加、高齢化等変貌する地域社会に対応し、多様化、複雑化する行政需要を的確に把握し、行政の責任領域を明確にする中で、効率的な行政運営を図りつつ、その減量化に努め、住民福祉の増進に資するとともに、行政改革を積極的に推進する。</p> <p>2 行政改革の推進に当たっては「長久手町行政改革推進委員会」の答申を尊重し、町議会をはじめ、国、県等の関係機関との緊密な連携を保ち、町民の理解と協力が得られるよう努める。</p>	<p>行政改革の基本方針</p> <p>本町においては、効率的な行政運営を図りつつ住民福祉の増進に資することを目標として、昭和60年に行政改革大綱を策定以後、その実現に努めてきた。</p> <p>しかしながら、バブル経済の崩壊に伴い、右方上がりの経済成長を見込むことができなくなった昨今では、行政の自主財源の確保は非常に重大な問題となっている。その一方で高齢化社会の本格的な到来、国際化、情報化の進展、あるいは生活、環境に対する住民の関心の高まるなかで、行政サービスはより高度化、多様化を求められている。</p> <p>このため、ここに改めて行政改革大綱を策定し、住民が真に求める行政サービスの追求と、より効果的な行政運営について見つめ直すことで、町の将来目標である「住んでみたいまち 緑と文化 長久手の創造」の実現に資するものとする。</p>	<p>本町では効率的な行財政運営にこれまで努めてきたが、子育て世代を中心として人口が増え、住民の考え方や生活の面においても都市的な社会へと変わる中で、行政のニーズは多様で高度になりつつある。</p> <p>このような変化を踏まえて充実したサービスを住民に提供していくとともに、引き続き効率的な行政の推進を図る。</p>
	<p>行政改革大綱の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政サービスの再点検と、ニーズに即した行政サービスの実施 2 行財政の効率化を目指した、組織機構、事務事業等の見直し 3 長久手らしさの追求 4 将来の展望を見据え、長久手町総合計画に基づく長期的視点に立った改革 	<p>行政改革の基本方向</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政サービスについて住民の理解と満足を高める (2) 社会の変化に迅速で柔軟に対応する (3) 行政では取り組みにくいところを、新しい仕組みによって補う (4) 情報の共有によって住民の参画を促進する (5) 改革に必要な条件の整備に取り組む

取り組み項目一覧

項目	第1次行政改革大綱 (昭和60年策定)	第2次行政改革大綱 (平成9年5月29日策定)	第3次行政改革大綱 (平成17年3月策定)
	措置事項	行政改革推進における取り組み	行政改革の推進方針
事務事業の見直し	1 事務事業の見直し (1) 河川、水路及び道路占料徴収事務の簡素合理化 (2) 総合福祉会館等の使用料及び納付方法の見直し	1 事務事業の見直し (1) 事務事業の整理合理化 (2) 施策の適正な把握 (3) 行政手続きの効率化 (5) 広域行政圏の活用	(1) 適正で効果的な業務の推進 1) 業務の整理 2) 業務の改善 3) 効率的な業務推進
組織・機構の見直し	2 組織、機構の簡素合理化 事務改善委員会の機能をさらに拡充し、事務機構の改善、事務組織等の簡素合理化を行う。	2 時代に即した組織・機構の見直し (1) 政策形成機能・総合調整機能の充実 (2) 組織機構の簡素合理化	(2) 円滑で効率的な組織機構 1) 組織機構の改善 2) 組織内の連携改善 3) 住民ニーズへの対応 4) 広域化の推進 5) 人事制度の改善・整備
補助金・使用料などの見直し	1 事務事業の見直し (3) 補助金	1 事務事業の見直し (6) 補助制度の整理合理化	(3) 適正な外部委託、補助金・使用料金などの見直し 1) 各種の補助金などの見直し 2) 外部委託の適正活用
外部委託・民間委託	5 民間委託、OA化等事務改革の推進 (1) 給食センター配送業務民間委託 (2) ごみ処理委託	1 事務事業の見直し (4) 民間等への委託の推進	
公共施設管理運営の見直し	6 会館等の公共施設の設置及び管理運営の合理化	6 会館等公共施設の設置及び管理運営 (1) 住民要望に即した公共施設の設置 (2) 公共施設の管理運営の見直し	(4) 公共施設の管理運営の見直し 1) サービスの改善 2) 管理運営体制の見直し 3) 広域的活用の推進
住民参加・情報公開			(5) 住民参加・情報公開への対応 1) 住民との協働の推進 2) 広報・広聴体制の充実
情報化推進	5 民間委託、OA化等事務改革の推進 (3) 電算委託契約事務の窓口一本化	5 行政の情報化推進による行政サービスの向上 (1) 情報化による行政事務の効率化 (2) 行政サービスの情報化の推進	(6) 電子自治体の推進 1) 住民サービスの改善 2) 情報管理体制の強化 3) 職員の対応能力の向上
効率的な行政運営		4 効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進 (1) 行政運営の見直し (2) 効果的な研修の導入	
人材育成			(7) 人材育成・確保について 1) 職員研修の充実 2) 人材の育成・確保
給与の適正化	3 給与の適正化 特殊勤務手当について、制度の趣旨に基づき内容を検討する。	3 定員管理及び給与の適正化の推進 (1) 定員の適正化 (2) 給与の適正化	
定員管理の適正化	4 定員管理の適正化 事務事業の見直し、民間委託、OA化等により、部門ごとの事務量に応じた職員の適正配置に努める。		
市議会	7 地方議会の合理化 町議会の議員定数を見直す。	町議会について 町議会内部の改革組織において、慣例、慣習等における改革項目の点検及び洗い出しをおこなひ、個別課題に取り組んでいくこととする。	(8) 議会の改革 無駄を省いた効率的な議会運営を遂行するため、議会内部で改革組織を立上げ、慣例、慣習などにおける改革項目の点検及び洗い出しを行い、個別課題に取り組む。